

令和6年第3回臨時会

草津町議会臨時会会議録

自 令和6年5月7日

至 令和6年5月7日

草 津 町 議 会

令和六年第三回〔五月〕臨時会

草津町議会議録

令和六年第三回〔五月〕臨時会

草津町議会議録

令和六年第三回〔五月〕臨時会

草津町議会議録

令和6年第3回草津町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号（5月7日）

○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員指名	6
○会期決定	6
○議案第1号及び議案第2号の上程、説明	6
○議案第1号及び議案第2号の委員会付託	7
○付託議案にかかる委員長報告	8
○議案第1号の質疑、討論、採決	9
○議案第2号の質疑、討論、採決	10
○承認第1号の上程、質疑、討論、採決	11
○報告第1号から報告第3号の報告	14
○閉議及び閉会の宣告	17
○署名議員	19

草津町告示第 24 号

第 3 回草津町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 6 年 5 月 1 日

草津町長 黒 岩 信 忠

記

1、日 時 令和 6 年 5 月 7 日 午前 10 時

2、場 所 草津町役場

3、議 題

議案第 1 号 工事請負契約の締結について

議案第 2 号 財産の取得について

承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて

報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について

報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について

報告第 3 号 令和 5 年度草津町千客万来事業会計予算繰越計算書について

令和 6 年 5 月 7 日（火曜日）

（ 第 1 号 ）

令和6年第3回草津町議会臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和6年5月7日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 議
- 第 2 議事日程の報告
- 第 3 会議録署名議員指名
- 第 4 会期決定
- 第 5 議案上程
議案第1号及び議案第2号
- 第 6 議案第1号及び議案第2号委員会付託（別紙付託案）
- 第 7 休 憩
（総務観光常任委員会・民教土木常任委員会 開催）
- 第 8 付託議案にかかる委員長報告
総務観光常任委員長
民教土木常任委員長
- 第 9 議案第1号 質疑・討論・採決
- 第10 議案第2号 質疑・討論・採決
- 第11 承認第1号上程、質疑・討論・採決
- 第12 報告第1号から報告第3号 報告
- 第13 閉 議
- 第14 閉 会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番 直 井 新 吾 君
3 番 有 坂 太 宏 君

2 番 安 齋 努 君
4 番 市 川 祥 史 君

5 番 安 井 尚 弘 君
7 番 金 丸 勝 利 君
9 番 湯 本 晃 久 君
11 番 宮 崎 謹 一 君

6 番 小 林 純 一 君
8 番 上 坂 国 由 君
10 番 黒 岩 卓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 黒 岩 信 忠 君
教 育 長 富 澤 勝 一 君
総 務 課 長 石 坂 恒 久 君
企画創造課長 田 中 浩 君
住 民 課 長 堀 田 高 史 君
健康推進課長 和 田 修 君
土 木 課 長 佐 藤 俊 之 君
会 計 管 理 者 一 場 礼 子 君
こどもみらい
課 長 高 井 洋 一 君
教 育 委 員 会 長 白 鳥 正 和 君
事 務 局 長
総 務 課 主 査 清 水 聡 之 君

副 町 長 福 田 隆 次 君
愛 町 部 長 川 島 和 武 君
税 務 課 長 熊 川 一 記 君
観 光 課 長 宮 崎 健 司 君
福 祉 課 長 越前谷 学 君
生活環境課長 宮 崎 雄 一 君
上下水道課長 岡 田 薫 君
温 泉 課 長 関 亘 君
ベルツこども
園 長 橋 爪 保 君
社会福祉協議会
事 務 局 長 上 坂 尚 己 君

事務局職員出席者

議会事務局長 萩 原 健 司

議 会 書 記 新 田 美 幸

◎開会の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和6年第3回草津町議会臨時会を開催いたします。

大変今回のゴールデンウィーク、草津中にぎわいまして、皆様お疲れのことと思います。

連休明けでお疲れと思いますが、議会は議会としてしっかりよろしくお願いいたします。

ここで、4月1日付の人事異動に伴う部課長の紹介を副町長よりお願いします。

○副町長（福田隆次君） 皆様おはようございます。

それでは、令和6年4月1日付の人事異動がございましたので、報告をさせていただきます。

初めに、土木課長を昇格で愛町部長、川島和武です。

○愛町部長（川島和武君） よろしく願いいたします。

○副町長（福田隆次君） 福祉課長補佐、福祉課長に昇格です。越前谷学です。

○福祉課長（越前谷学君） よろしく願いいたします。

○副町長（福田隆次君） 土木係長から土木課長になりました、佐藤俊之です。

○土木課長（佐藤俊之君） 佐藤です。よろしく願いいたします。

○副町長（福田隆次君） 土木課長補佐から愛町部付課長、社会福祉協議会事務局長、上坂尚己です。

○社会福祉協議会事務局長（上坂尚己君） 上坂です。よろしく願いいたします。

○副町長（福田隆次君） 以上です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） ありがとうございます。

皆様、以上の報告のとおり、よろしく願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定によりまして定足数に達しておりますから、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録署名議員を指名いたします。

3 番、有坂太宏議員、8 番、上坂国由議員の両議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りします。会期については、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては本日 1 日と決定いたしました。

◎議案第 1 号及び議案第 2 号の上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案の上程をいたします。

議案第 1 号 工事請負契約の締結について、説明を願います。

土木課長。

〔土木課長 佐藤俊之君 登壇〕

○土木課長（佐藤俊之君） 議案第 1 号でございます。工事請負契約の締結について。

令和 6 年度社会資本整備総合交付金事業中央通り整備工事（第 2 期）につき、次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 7 日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきますと、1 ページに契約内容が記載されておりますので、朗読をさせていただきます。

- 1、契約の対象は、社会資本整備総合交付金事業中央通り整備工事（第 2 期）。
- 2、契約金額は、金 1 億 1,990 万円、うち消費税額、金 1,090 万円。
- 3、契約の相手方は、群馬県吾妻郡草津町大字草津 266-14。

株式会社武藤組、代表取締役、武藤恭平。

- 4、契約の方法は、指名競争入札となっております。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第2号 財産の取得について、説明をお願いします。

企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第2号について朗読と説明を申し上げます。

財産の取得について。

令和6年度町単事業庁内パーソナルコンピュータ更新事業により、次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年5月7日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただき、1ページをご覧ください。

承認いただく内容といたしまして、1、取得する財産、庁内パーソナルコンピュータ147台及びソフトウェア147ライセンス。うち一般会計140台、140ライセンスが対象となります。

2、取得価額、2,341万6,250円、うち消費税212万8,750円。うち一般会計2,239万1,600円が対象となっております。

3、納入期限、令和6年7月31日。

4、契約の相手方、群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町乙872。

光山電気工業株式会社、代表取締役、石坂治彦。

5、契約の方法、随意契約。

提案理由ですが、職員用の端末更新に当たり、パーソナルコンピュータ147台を取得するため、この案を提出するものとなっております。

説明は以上となります。慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で議案に係る説明を終了いたします。

◎議案第1号及び議案第2号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第1号及び議案第2号について、お手元に配付の別紙付託案のとおり、担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

なお、委員会の開催をお願いいたします。

初めに、第1委員会室で総務観光常任委員会を開催し、終了後、民教土木常任委員会を開催してください。よろしくお願いします。

休憩 午前10時06分

再開 午前11時06分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 付託議案に係る委員長報告をお願いします。

初めに、総務観光常任委員長、報告願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、総務観光常任委員会委員長報告をいたします。

令和6年第3回草津町議会臨時会におきまして、当委員会に付託されました議案について、第1委員会室において慎重審議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第2号 財産の取得について。

本議案は、令和元年度に購入した庁舎内業務用パーソナルコンピュータについて、5か年が経過し、更新時期を迎えたことから、吾妻郡町村情報化システムについて、共同化推進協議会による共同調達において、職員用端末140台、介護保険特別会計用端末2台、水道事業会計用端末2台、公共下水道事業用端末1台、温泉温水供給事業用端末2台、計147台の端末の購入を行うものであり、そのうち職員用端末140台について、財産の取得における承認をいただくものとなっております。

委員からは、職員用の端末の更新については一斉に行うのか、随時入替えを行うのかとの質問があり、当局側からは、今年度一斉に更新するとの説明がありました。

また、他の町村においても、この機会に更新を行うのかとの質問があり、今年度職員用端末の一斉の更新については草津町のみとの回答がされました。

加えて、ライセンスの更新における質問があり、必要に応じて予算化しながら実施するとの回答がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る総務観光常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） それでは、先ほど令和6年第3回草津町議会臨時会におきまして、当委員会に付託されました議案につきまして、先ほど第1委員会室において慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

1、議案第1号 工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、社会資本整備総合交付金事業中央通り整備工事の契約であり、契約予定額が5,000万円を超えることから、規定により、議会の議決を要するものであります。

契約金額は消費税込みで1億1,990万円、契約の相手方は株式会社武藤組、契約の方法は指名競争入札による契約となっております。

当局からは、図面資料により工事概要について詳細な説明がなされました。

委員からは、工期や通行規制について、また、バスターミナル交差点の左折レーンの増設についての質問がなされました。当局からは、工期に関しては12月27日まで、規制は片側通行規制で通行車両に支障はないこと、左折レーンの増設については道路幅等構造上の制限があり難しい旨の説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る民教土木常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、付託議案に係る委員長報告を終了いたします。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第1号 工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑ないようですので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 工事請負契約の締結について原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

議案第1号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第2号 財産の取得について、質疑を行います。

上坂議員。

○8番（上坂国由君） 8番、上坂です。1点お伺いしたいのですが、先ほどちょっと傍聴させていただいて失礼なんです、共同で購入をするというか、郡内全域で購入することによりパソコンの本体が安くなるということだったんですが、実際どのぐらい、数値が分からないと思うんですが、どのぐらいの数値が下がるのかということをお聞きしたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 委員会でも申し上げましたように、この委員会の委員長を私が町村会でやりまして、立ち上げから進めてまいりました。

そういう中、パソコンの購入について、ハードの購入ですね、これについては安いときは半値になりました。そのくらい極端に下がりました。ただ、システムについてはなかなか比べようがないということでありまして、各町村によって、例えば草津町が入れるときには草津町がそのラインに乗っていなければ、新しいシステムを入れなきゃならないと、草津町だけお金がかかることがありました。また、それがほかの町村でも同じことが言えて、ただ、単年度で見るとなかなか難しいんですけども、やはり5年とかそういう単位で見れば共同調達の効果というのは絶大なものがあると判断しております。

システム上の問題等については、A、B、Cという会社があつて、決めて、じゃ、Bにしましょうといったときに、そのBのシステムを入れているところはそんなにかからないんですけども、新たに作り直さなきゃならない、そうするとほかの町村は金がかかるということで、だけれどもそういうものを含めても、トータルすれば間違いなく共同調達の効果は

あった。ハードの面で買取りというものは、一度私が担当していた頃は、本当に極論を言う
と半値で買えるときもあったということでもありますので、ただ今回がそういうものになって
いるかどうかというものは、私が抜けましたので、町村会でやっていますから、それにして
もそれなりの効果は十分あったと思います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○8番（上坂国由君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を省略して採決したい
が異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第2号 財産の取得について原案のとおり可決決定することに賛成の
方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号については原案のとおり可決決定いたしました。

◎承認第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、上
程をいたします。

朗読と説明を願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、承認第1号について朗読と説明をさせていただきます。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

別紙の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり
処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年5月7日提出、草津町長、黒岩信忠。

1として、処分理由につきましては、議会を招集する時間がないためでございます。

1枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しがございます。

専決処分の内容につきましては、記載にありますように、令和6年度草津町一般会計補正予算（第1次）でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、補正予算（第1次）にて説明をさせていただきます。

令和6年度草津町の一般会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,956万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

さらに、1枚おめくりいただきまして、1ページの第1表にて説明を申し上げます。

まず、歳入として、19款繰入金4,000万円の増額。

続いて、右側の2ページ、歳出について申し上げます。

8款土木費4,028万円の増額、12款予備費28万円の減額。

以上、歳入歳出それぞれに4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億8,956万9,000円にしようとするものでございます。

3ページ以降は歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 説明が終わりました。

続いて、承認第1号について質疑を行います。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本でございます。

では、事項別明細書の7ページから8ページ、歳出の都市計画総務費、工事請負費、これが今回の歳出の部分でございますけれども、この工作物工事4,028万円の内容、そして今回のこれが専決処分となったことの経緯について、ご説明をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、事項別明細書の7ページ、8ページの社会資本整備総合交付金事業工事請負費工作物工事の4,028万円の内容と理由について、答弁をさせていただきます。

まず、この4,028万円なんですが、社会資本整備総合交付金事業の中央通り整備工事（第

2期)の工事費となっております。施工距離が延長したことによる工事費4,028万円の増額となっております。

理由なんです、今年予定しておりました中央通りのスーパー大津からバスターミナル入り口までの160メートルに対しまして、今回60メートル距離を延長しましてバスターミナル信号機までの220メートルの工事をするためとなっております。

効果としては、通行止め等の回数を減らして、効率を考慮いたしまして、2か年度よりは単年度でやったほうがいいということにより工事費を増額させていただいて、前倒しで1か年で行うこととなっております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○9番（湯本晃久君） すみません、専決に至った経緯、先月お聞きをしているんですけども、改めてこちらからお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） なぜ専決したかということなんです、簡単に言っちゃえば議会を招集するいとまがなかったということなんですけれども、令和6年度の当初ではスーパー大津からターミナルの入り口までということで予算があったわけなんですけれども、行政のいろんな判断の中で、急遽それを延長したということになります。

そうすると、今度は一括で入札をしなきゃならない。そのときに、この延長する部分のものが入っていないで工事請負を出すということは、それこそ予算のないものを執行するということになってしまいますので、さりとて、じゃ、そのためだけに議会を招集してもということがありましたので、それはいいか悪いかは別として、皆さんに事前に専決でさせてほしいということを言いましたら、いいんじゃないかということもありましたし、専決でそれをやっておかないと、今回の請負金額ができないということなんです。別に金が出るわけじゃないんですけども、入札をするときに、全体のあれを予算のないものを入札をするわけにいかないですから、そういう意味で専決にさせていただいたということでご理解願いたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○9番（湯本晃久君） ごめんなさい。

○議長（宮崎謹一君） はい、どうぞ。

○9 番（湯本晃久君） ありがとうございます。

すみません、その件、専決する理由に関してはよく分かりました。

それで、ごめんなさい、これ補助事業ということなんですけれども、補助の割合とあと補助の出どころについてご説明をいただけますでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 湯本議員の質問にお答えします。

補助の出どころということですが、社会資本整備総合交付金事業ということで、補助率なんですけど2分の1となっているんですが、対象事業の2分の1ということになっているんですが、全体の国が発注する、国が予定している各ほかの町村とほかの事業との兼ね合いで、2分の1全てにはちょっとならないような感じになりますが、補助率としては2分の1になっております。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○9 番（湯本晃久君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） ないようですので、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第1号については原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、承認第1号につきまして、専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認をいたしました。

◎報告第1号から報告第3号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第1号 町長の専決処分事項の報告について、報告を願います。

税務課長。

〔税務課長 熊川一記君 登壇〕

○税務課長（熊川一記君） それでは、報告第1号について朗読及び説明をいたします。

報告第1号 町長の専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定した草津町税条例の一部を改正する条例並びに草津町都市計画税条例の一部を改正する条例については、町長において専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和6年5月7日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくり願います。

こちらが専決処分書となりますので、朗読させていただきます。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日、草津町長、黒岩信忠。

草津町税条例の一部を改正する条例並びに草津町都市計画税条例の一部を改正する条例となっています。

さらに、1枚おめくりいただきますと、1ページから10ページまでが令和6年3月30日付、草津町条例第11号として公布いたしました草津町税条例の一部を改正する条例となり、11ページが草津町条例第12号として同日に公布いたしました、草津町都市計画税条例の一部を改正する条例の改正文となっております。

12ページをご覧ください。

改正の理由及び要旨についてご説明いたします。

国において、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）等が公布され、これが令和6年4月1日から施行されることから、草津町税条例の一部及び草津町都市計画税条例の一部をそれぞれ改正し、改正法に対応するため整備するものです。

具体的には、町民税関係で令和6年度特別税額控除の規定の追加、固定資産税・都市計画税の関係で税負担調整措置の延長、及び減免規定の見直し並びに法改正による条項ずれや字句の整備などとなっております。

13ページ以降に本改正条例に係る新旧対照表をつけております。

以上が報告第1号となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第2号 町長の専決処分事項の報告について、報告を願

います。

住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、報告第2号について朗読と説明を行います。

報告第2号 町長の専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定した草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、町長において専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和6年5月7日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しがございます。

さらに1枚おめくりいただきますと、草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の告示文の写しがございます。

3ページに新旧対照表を添付しており、左欄部分が改正後であり、下線を引いている部分が改正箇所となります。

主な内容としまして、国民健康保険税の後期高齢者支援金等賦課限度額引上げ並びに軽減の拡充といたしまして、対象となる世帯の軽減判定所得の算定額の引上げとなっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、報告第3号 令和5年度草津町千客万来事業会計予算繰越計算書について、報告を願います。

企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、報告第3号について朗読と説明を申し上げます。

令和5年度草津町千客万来事業会計予算繰越計算書について。

令和5年度草津町千客万来事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和6年5月7日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただき、1ページ、別紙をご覧ください。

令和5年度草津町千客万来事業会計予算繰越計算書にて説明を申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、軽自動車購入事業におきまして、予算計上額235

万円のうち翌年度繰越額206万4,000円、不用額28万6,000円となっております。繰越しの理由としましては、説明欄にございますとおり、半導体不足等の事由により納期が長期化するところ、令和6年3月21日に、受注者から年度内の対象車の納車が不可能と提示されたことによる予算の繰越しとなっております。

報告は以上となります。

○議長（宮崎謹一君） 報告が終わりました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、令和6年第3回草津町議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 宮 崎 謹 一

署 名 議 員 有 坂 太 宏

署 名 議 員 上 坂 国 由